

令和6年4月

校訓

自主 勤勞 協和

生徒心得

「豊中生らしく」



豊里学園つくば市立豊里中学校

年 組 番 氏名

1 共同生活について

- (1) 朝8時10分には教室に入る。荷物を片付けたら静かに読書を始める。
- (2) 公共物を、大切に扱う。
- (3) 清掃や給食は、身支度を整えて時間いっぱい黙働に取りかかる。
- (4) 係活動や、日直などの当番活動は、次の活動に支障をきたさないように時間考えて計画的に活動する（タイムテーブル通りに活動する）。
- (5) 時間は有効に使い、ゆとりとけじめをもって行動する。
※ノーチャイム。教室や廊下の時計を見て行動する。
- (6) お互いを認め合い、場や立場に応じた言葉遣いや行動をとる。

2 登下校について

- (1) 登下校の服装は原則制服とする。
※7月～9月は体育着の半袖、ハーフパンツでの登下校、11月から3月は長袖、長ズボンのジャージでの登下校をすることができる。
- (2) 出席確認は8時15分に自席に着席をしていること。着席できていないと遅刻になる。
- (3) 自転車通学では、雨の日はカッパを着用し、傘は使用しない。
- (4) 部活動や特別な用事がない限り、帰りの会終了後速やかに下校する。
- (5) 自転車通学者は交通規則を守り、通学許可ステッカーの貼ってある自転車で、ヘルメット、タスキを必ず着用して通学する。自転車を押して登校する時も駐輪場まではヘルメット・タスキを着用する。

3 制服について

(1) 制服パターンA（7年生着用制服・スラックス着用の場合）

○ 冬 服

- ・本校指定のブレザー（男女兼用、左開襟部に学年色を表す胸章を着用）、スラックス。
スラックスのベルトは黒・紺・茶系で、装飾を施してあるものやその他の色は不可。
- ・ブレザーの下には必ず白ワイシャツを着る。
- ・ブレザー着用時はボタンをしめる。ふだんは上のボタンのみでよいが、式典時は2つともしめる。
- ・本校指定のネクタイ、またはリボンを着用する。着用時はワイシャツの第1ボタンをしめる。5月から11月はネクタイ、リボンを外してもよい。式典時は必ず着用する。
- ・寒い時は、ブレザーの下にVネックのセーターまたはベストを着用することができる。袖や裾からセーターが出ないように着用する。

○ 夏 服

- ・白ワイシャツ、本校指定のスラックス
- ・ワイシャツの下は、肌着を着用する。体育用半袖Tシャツ・柄のない白シャツ（胸に小さなワンポイントは可）でもよい。
- ・本校指定のネクタイ、またはリボンを着用する。着用時はワイシャツの第1ボタンをしめる。
- ・天候、時期によって外す場合にはワイシャツの第1ボタンを開けてよい。

○ 夏服、冬服ともに名札を付ける。

(2) 制服パターンB (7年生着用制服・スカート着用の場合)

○ 冬 服

- ・本校指定のブレザー（男女兼用、左開襟部に学年色を表す胸章を着用）、スカート。
- ・ブレザーの下には必ず白ワイシャツを着る。
- ・ブレザー着用時はボタンをしめる。ふだんは上のボタンのみでよいが、式典時は2つともしめる。
- ・本校指定のネクタイ、またはリボンを着用する。着用時はワイシャツの第1ボタンをしめる。5月から11月はネクタイ、リボンを外してもよい。式典時は必ず着用する。
- ・寒い時は、ブレザーの下にVネックのセーターまたはベストを着用することができる。袖や裾からセーターが出ないように着用する。（黒、紺、茶、ワンポイント可）

○ 夏 服

- ・白ワイシャツ、本校指定のスカート
- ・ワイシャツの下は、肌着を着用する。体育用半袖Tシャツ・柄のない白シャツ（胸に小さなワンポイントは可）でもよい。
- ・本校指定のネクタイ、またはリボンを着用する。着用時はワイシャツの第1ボタンをしめる。
- ・天候、時期によって外す場合にはワイシャツの第1ボタンを開けてよい。

○ 夏服、冬服ともに名札を付ける。

(3) 制服パターンC (8, 9年生着用制服)

○ 冬 服

- ・標準学生服（黒の詰め襟型、襟カラーはハード型又はソフト型）・標準学生ズボン。
- ・学生服の下には、必ず白ワイシャツを着る。
- ・寒い時は、学生服の下にVネックのセーターまたはベストを着用することができる。袖や裾からセーターが出ないように着用する。

○ 夏 服

- ・白ワイシャツ、標準学生ズボン
- ・ベルトは黒・紺・茶系で、装飾を施してあるものやその他の色は不可。
- ・ワイシャツの下は、肌着を着用する。体育用半袖Tシャツ・柄のない白シャツ（胸に小さなワンポイントは可）でもよい。

○ 夏服、冬服ともに名札を付ける。

○ 式典時は、えりのホックを閉める。

(4) 制服パターンD (8, 9年生着用制服)

○ 冬 服

- ・本校指定セーラー服、ジャンパースカート。
- ・セーラー服の下にはTシャツまたはブラウスを着る。寒い時は、Vネックのセーターまたはベストを着用することができる。袖や裾からセーターが出ないように着用する。
- ・袖のホックは必ず締める。
- ・タイツを使用する場合は、無地の黒かベージュとする。

○ 夏 服

- ・ブラウス、ワイシャツ、プリーツスカート。
- ・ブラウスの下は、白の肌着を着用する（体育用半袖、または柄のない白いTシャツは可）。

○ 冬服、夏服ともに名札を付ける。

○ スカートは、膝が見えない長さとする。

○ 胸元、袖、裾からセーターが見えないようにする。

4 防寒着等について（職員室、教室では着用しない）

(1) 防寒着（コート・ウィンドブレーカー）を着用する場合は、黒、紺、茶、グレー、白系統とし、派手でない中学生らしいものとする。フードの有無については問わない。

- ・スクールコート、ダッフルコート、ピーコート等は着用できる。
- ・各部で統一して購入したものは利用できる。
- ・スカートの下にウィンドブレーカーをはかない。

(2) マフラーを使用する場合は、コートの中に入れる。コートを着ていない場合は、マフラーの長さは胸あたりまでにする（ネックウォマー可）。色は華美でないものとする。

(3) セーター、ベスト（黒、紺、茶、グレーなど）はVネックのものとする。派手でなく中学生らしいものとし、上着の下に着る。ハイネック、カーディガンなどは着用しない。裾や袖から出ないように着用する。

(4) 膝掛けは、授業中の使用可。色は華美でないもの。羽織る・廊下で使用するのは禁止。

(5) 11月～3月までの期間は、寒さ対策のため体育着（長袖・長ズボンのジャージ）での登下校ができる。

5 靴・靴下について

(1) 靴は規定のものを使用する。

- ・上履き・・・本校指定の、白地に学年カラーのラインが入った靴とする。
- ・下履き・・・白または、黒を基調とした運動靴とする。靴ひもは基調とした色と同色（単色）とする。また、下駄箱に入るものとし、ハイカットの運動靴は不可。

(2) 靴下は、男女ともに白、黒、紺、グレーの単色のものとする。

- ・ワンポイントは可とする。ラインや大きな模様が入ったものは不可。
- ・ルーズソックスは禁止。

6 保健体育の授業（体育的行事）の服装について

(1) 体育の服装については指定のものを着用する。

- ・夏は指定のTシャツとハーフパンツを基本とする。
- ・冬はジャージ上下を基本とする。

※ウインドブレーカー等の防寒着の着用については体育科教員と確認をする。

(2) ジャージ、Tシャツ、ハーフパンツには名札を縫い付けるか、または貼り付ける。

- ・名札をつける位置はジャージの上、Tシャツは左胸、ジャージの下、ハーフパンツは左前の腰の部分とする。

(3) アンダーウェア（長袖、長タイツ等）を着用する場合は、体育着のジャージを上に着用する。健康上の理由がある場合は申請する。

7 その他の服装について

(1) 冬服の時に、上着を脱ぐ際には名札の付いたワイシャツまたはブラウスとする。

(2) 年間を通して、夏服でも冬服でもよい。気温や体調に合わせて、本人が臨機応変に対応する。ただし、式典の時は、その時期の制服を着用する。

(3) 夏服は、ワイシャツやブラウスに名札を付け、白の肌着（半袖の体育着、無地の白Tシャツなど）を着用する。

8 頭髪について

○ 安全で、学習活動に支障のない髪型とする。（男女共通）

《詳細》

- *地毛と違う色にはしない。また、パーマをかけたり、剃りこみ（文字・模様など）をしたりしない。
- *登下校時は、ヘルメットを正しく着用できる髪型とする。
- *必要に応じてピンやヘアゴムを使用する（先生方からの指示がある場合もある）。ただし、華美なピンやヘアゴムは使用しない。
- *ムース、ジェル、ワックス等の整髪料は使用しない。

《マナー》

- ・身だしなみを整えるのに、他人に迷惑をかけない。
- ・ピンやヘアゴムは持ち歩くようにする。
- ・《詳細》についてよく考えて身だしなみを整える。

9 持ち物について

- (1) バックは、リュック、スクールバックを利用する。
- (2) バッグはロッカーに収まる大きさで、色は派手でないものにする。
- (3) バックに飾りをつける場合は、1個とする。ただし、通学や教室ロッカーの収納の邪魔にならない大きさとする。
- (4) 学校生活に不必要なものはもってこない。
※はさみ、カッターなどの刃物は持参しない。授業で用意されたものを利用する。
※不必要的ものを持ってきた場合は、保護者に連絡をし、直接返却する。
- (5) 携帯電話や食べ物は、持ち込まない。学校生活に不必要なものとして(4)と同様に学校で預かり、食べ物は処分する。
- (6) 腕時計、携帯電話については、保護者からの申請のもと許可する場合がある。ただし携帯電話は朝、職員室に預け、下校時に返却することとする。

10 通学用自転車の使用について

- (1) 自転車通学は、通学許可のおりた自転車（学校指定のステッカーを貼る）で、ヘルメット・タスキを着用して、交通ルールを守って通学する。
- (2) 通学に使用する自転車は次の通りとする。
 - ① 色、変則ギアの有無については特に指定しない。
 - ② ハンドルはセミアップ型、オールランダー型とする。
 - ③ 両立スタンドで、ベルが付いていること。
 - ④ 荷台をつけること。
 - ⑤ 前かごからはみ出るものは入れないで、荷台に積むこと。
 - ⑥ 防犯登録がしてあり、後輪カバーに学校指定のステッカーが貼ってある。
- (3) 通学時はリュックのみでもよい。ただし、リュックは背負う。スクールバックは荷台に荷ひもで固定する。

1.1 その他の留意事項

- (1) 眉毛を整えたり、剃ったりしない。
- (2) からだや衣服に装飾品等を身に付けることは厳禁とする。
- (3) 制汗スプレー、制汗シートの使用は禁止とする。※無香料のウェットティッシュは可
- (4) 日焼け止めクリームは原則としては使用を認めるが、準備や使用する場を正しく判断する。